

(別記2)

## 就農準備資金・経営開始資金

### 第1 事業の趣旨

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階に資する就農準備資金及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金を交付する。

### 第2 事業の種類

#### 1 就農準備資金

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、就農準備資金を交付する事業

#### 2 経営開始資金

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付する事業

#### 3 推進事業

都道府県及び市町村等が実施する就農準備資金及び経営開始資金の交付等に係る推進事務を行う事業

### 第3 事業の仕組み

1 国は、全国農業委員会ネットワーク機構に対して、補助金を交付する。

2 全国農業委員会ネットワーク機構は、本事業に要する経費を都道府県に補助する。

3 都道府県は、本事業に要する経費を農業経営・就農支援センター又は市町村に補助する。

### 第4 交付主体

#### 1 就農準備資金

第7の1の(12)に定めるサポート体制を整備している都道府県、農業経営・就農支援センター又は市町村

また、第8の4に定める全国型教育機関における研修については、これらに加えて全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。

#### 2 経営開始資金

第7の2の(11)に定めるサポート体制を整備している市町村

### 第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等

交付主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で就農準備資金及び経営開始資金を交付する。

## 1 就農準備資金

(1) 就農準備資金の交付対象者は、アからコまでの全て又はサの要件を満たす者とする。

ア 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 第6の1の(1)の研修計画(別紙様式第1号)が次に掲げる基準に適合していること。

(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和7年3月31日付け6経営第3260号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は農業経営・就農支援センター(全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構)が認め、別記5の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された研修機関等で研修を受けること。

(イ) 研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上であり、研修期間を通して就農に必要な技術や知識を研修すること。

(ウ) 先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。)で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 当該先進農家等の経営主が交付対象者の親族(三親等以内の者をいう。以下同じ。)ではないこと。

b 当該先進農家等と過去に雇用契約(短期間のパート及びアルバイトを除く。)を結んでいないこと。

(エ) 国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を行う場合にあっては、以下の要件を満たすこと。

a 就農後5年以内に実現する農業経営の内容が明確であること。

b aの農業経営の内容と海外研修の関連性・必要性が明確であること。

ウ 常勤(週35時間以上で継続的に労働するものをいう。以下同じ。)の雇用契約を締結していないこと。

エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保緊急

対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記1新規就農促進研修支援事業（以下「新規就農促進研修支援事業」という。）、別記5就農準備支援事業（以下「就農準備支援事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）による研修計画の承認及び資金の交付を受けていないこと。

- オ 研修終了後に親元就農（親族が経営する農業経営体に就農することをいう。以下同じ。）する予定の場合にあつては、就農に当たって家族経営協定等により交付対象者の責任及び役割（農業に専従すること、経営主から専従者給与が支払われること等）を明確にすること並びに就農後5年以内に当該農業経営を継承する、当該農業経営が法人化されている場合は当該法人の経営者（親族との共同経営者になる場合を含む。）となる（以下「農業経営を継承」という。）又は独立・自営就農（2の（1）のイに定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）することを確約すること。
- カ 研修終了後に独立・自営就農する予定の場合には、就農後（オの親元就農後5年以内に独立・自営就農する場合にあつては、経営開始後）5年以内に農業経営改善計画（基盤強化法第12条第1項に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）又は青年等就農計画（基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画をいう。以下同じ。）の認定を受けること。
- キ 研修終了後に雇用就農する予定の場合には、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること。
- ク 第6の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。
- ケ 研修中の事故による怪我等に備えて、交付期間が開始するまでに、又は第6の1の（1）の研修計画の承認申請前に研修を開始している者は承認申請までに傷害保険に加入していること。
- コ 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。以下同じ。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。
- サ 就農準備・経営開始支援事業の第7の1の（1）の研修計画の承認を受けて

いるが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

就農準備資金の額は、交付期間 1 月につき 1 人あたり 12.5 万円（1 年につき最大 150 万円）とする。また、交付期間は最長 2 年間とする。

なお、(1) のイの (エ) の海外研修を行う者については、交付期間を最長 3 年間とする。

(3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。

ア (1) の要件を満たさなくなった場合

イ 研修を途中で中止した場合

ウ 研修を途中で休止した場合

エ 第 6 の 1 の (4) の研修状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第 7 の 1 の (4) の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3216 号農林水産省経営局就農・女性課長通知。以下「交付対象者の考え方」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）

カ 第 10 の 3 に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(4) 次に掲げる事項に該当する場合は交付対象者は就農準備資金の一部又は全部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると交付主体が認めた場合（イの (ケ) に該当する場合は除く。）はこの限りでない。

ア 一部返還

(ア) (3) のアからウまで及びカに掲げる要件に該当した時点が既に交付した就農準備資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の就農準備資金を月単位で返還する。

(イ) (3) のエに該当した場合は、当該報告に係る対象期間の就農準備資金を返還する。

イ 全額返還

(ア) (3) のオに該当した場合

(イ) 研修終了後（研修中止後及び第 6 の 1 の (7) のアの継続研修終了後を含む。以下同じ。）1 年以内に、原則 50 歳未満で、独立・自営就農、雇用就農（農業法人等で常勤することをいう。以下同じ。）又は親元就農しなかった場合。ただし、第 6 の 1 の (7) のウによる手続を行い、研修終了から原則 2 年以内に独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合を除く。

(ウ) (2) のなお書きにより海外研修を実施した者が就農後 5 年以内に (1) のイの (エ) の a の農業経営を実現できなかった場合

(エ) 親元就農をした者が、(1) のオで確約したことを実施しなかった場合

(オ) 独立・自営就農した者が就農後 5 年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受けなかった場合



- (カ) 雇用就農をした者が、(1)のキの要件を満たさなかった場合
- (キ) 交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍（(2)のなお書きにより海外研修を実施した者については5年間。以下同じ。）又は2年間のいずれか長い期間、就農を継続しない場合又はその間の農業の従事日数が一定（例：年間150日かつ年間1,200時間）未満である場合。ただし、第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以上である場合を除く。
- (ク) 就農後、交付期間（第7の1の(13)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち就農準備支援資金との合計の交付期間）の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内（第6の1の(7)のオによる手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内）に第6の1の(7)の報告を定められた期間内に行わなかった場合
- (ケ) 虚偽の申請等を行った場合

## 2 経営開始資金

- (1) 経営開始資金の交付対象者は、アからエまでの全て又はセの要件を満たす者とする。

ア 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。

イ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、(ア)及び(イ)の「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、(ウ)及び(エ)の「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。

(ア) 農地の所有権又は利用権（農地法（昭和27年法律第229号。以下「農地法」という。）第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号。以下「令和4年改正法」という。）附則第5条に基づく公告があったもの、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

(ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

(エ) 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者

の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

ウ 青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

エ 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる要件に適合していること。

(ア) 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

(イ) 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

オ 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市町村長に認められること。交付主体は当該経営が新規参入者と同等の経営リスクを負っていると市町村長が認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。なお、一戸一法人（原則として、世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする。

カ 地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。)

ただし、交付対象者が東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいう。以下「原子力被災12市町村という。）若しくは令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限る。以下同じ。）又は市街化区域において営農する場合は、この限りでない。

キ 次に掲げる条件に該当していること。

(ア) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

(イ) 雇用就農資金等実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知）別記1雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）の別記2農の雇用事業（以下「農の

雇用事業」という。）、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記2就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業（以下「就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業」という。）、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記2雇用就農者実践研修支援事業（以下「雇用就農者実践研修支援事業」という。）による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（ウ）別記1経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプによる助成金、又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）の別記1経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

（エ）別記1経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記6初期投資促進事業（以下「令和4年度補正初期投資促進事業」という。）又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）の別記2世代交代・初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプ（以下「初期投資促進事業等」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で1,500万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

ク 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。

ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。

コ 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。

サ 令和4年4月以降に農業経営を開始した者であること。

シ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

ス 交付対象者は、原則として交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラムの中級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了する

こと。

セ 就農準備・経営開始支援事業の第7の2の(2)の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

(2) 交付金額及び交付期間

ア 経営開始資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円(1年につき150万円)とする。また、交付期間は最長3年間(経営開始後3年度目分まで)とする。

イ 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、(2)のアの額に1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。

(ア) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

(イ) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

(ウ) 夫婦共に目標地図に位置づけられた者等となること。

ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者(当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図に位置づけられた者等に限る。)に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。

なお、経営開始後3年以上経過している農業者(当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者)が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(3) 次に掲げる事項に該当する場合は、交付主体は経営開始資金の交付を停止する。

ア (1)の要件を満たさなくなった場合

イ 農業経営を中止した場合

ウ 農業経営を休止した場合

エ 第6の2の(6)の就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

オ 第7の2の(5)の就農状況の現地確認等により、「交付対象者の考え方」を満たさない等、適切な農業経営を行っていないと交付主体が判断した場合

(例：青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農作物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、交付主体から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合など)

カ 第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

キ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示

すること。

- (4) 次に掲げる要件に該当する場合は、交付対象者は経営開始資金を返還しなければならない。ただし、ア又はウに該当する場合であって、病気や災害等のやむを得ない事情として交付主体が認めたときは、この限りでない。

ア (3) のアからカまでに掲げる事項に該当した時点が既に交付した経営開始資金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の経営開始資金を月単位で返還する。

イ 虚偽の申請等を行った場合は経営開始資金の全額を返還する。

ウ 経営開始資金の交付期間（第7の2の(14)のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。また、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合には、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還する。ただし、第6の2の(6)のウの手続きを行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

## 第6 交付対象者の手続

### 1 就農準備資金

#### (1) 研修計画の承認申請

就農準備資金の交付を受けようとする者は、研修計画（別紙様式第1号）を作成し、交付主体に承認申請する。

#### (2) 研修計画の変更申請

(1) の承認を受けた者は、研修計画を変更する場合は、計画の変更を申請する（研修期間の変更を要しない研修内容の追加、月ごとの研修内容の順番の入替え等の軽微な変更の場合は除く。）。

#### (3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第3号）を作成し、交付主体に就農準備資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する就農準備資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

#### (4) 研修状況報告

就農準備資金の交付を受けた者（以下「準備資金交付対象者」という。）は、研修状況報告書（別紙様式第4号）を交付主体に提出する。提出は半年ごととし、半年経過後、1か月以内に行う。

#### (5) 交付の中止

準備資金交付対象者は、就農準備資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

#### (6) 交付の休止

ア 準備資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する

場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した準備資金交付対象者が研修を再開する場合は研修再開届（別紙様式第8号）を提出する。

ウ 準備資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長できるものとし、イの研修再開届の提出と併せて（2）の手續に準じて研修計画の交付期間の変更を申請する。

## （7）研修終了後の報告

### ア 就農状況報告

準備資金交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であつて、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、2の（6）に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。

なお、就農準備資金の受給終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「継続研修」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第10号）を作成し、（1）の手續に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第11号）を交付主体に提出する。継続研修は就農準備資金受給終了後、原則1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。

継続研修を行う場合、第5の1の（4）のイの（イ）の研修終了後1年以内とは継続研修の終了後1年以内とする。また、継続研修の期間中は（4）の規定に準じて、交付主体に研修の実施状況の報告を行わなければならない。

### イ 住所等変更報告

準備資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後6年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第12号）を交付主体に提出する。

### ウ 就農遅延報告

準備資金交付対象者は、やむを得ない理由により研修終了後1年以内に、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農が困難な場合は、交付主体に就農遅延届（別紙様式第13号）を提出する。なお、就農遅延期間は研修終了後から原則2年以内とする。

### エ 就農報告

準備資金交付対象者は、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農した場合は、就農後1か月以内に就農届（別紙様式第14号）を交付主体に提出する。

### オ 就農中断報告

準備資金交付対象者は、研修終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届（別紙様式第15号）を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（別紙様式第16号）を提出する。

#### カ 離農報告

準備資金交付対象者は、交付期間終了後6年の間に離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（別紙様式第21号）を交付主体に提出する。

#### （８）返還免除

準備資金交付対象者は、第5の1の（4）のただし書の病気、災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書（別紙様式第18号）を交付主体に提出する。

#### （９）申請窓口

ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。

イ 準備資金交付対象者の就農地が既に決まっている場合には、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。

ウ 交付主体及び就農予定地の市町村が調整の上、市町村を申請の窓口とすることができる。

#### （10）その他

ア 第5の1の（1）のサに該当する者は、研修実施申請書（別記様式第28号）を作成し、交付主体に提出する。

イ アの規定により、研修実施申請書を提出し、第7の1の（13）のアの承認を受けた者については、原則、（1）から（8）までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の1の（1）から（8）までの規定に基づき手続を行うこととする。

## 2 経営開始資金

#### （1）青年等就農計画等の承認申請

経営開始資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等を作成し、交付主体に承認申請する。

なお、青年等就農計画等を作成するに当たっては、交付主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第7の2の（11）のサポート体制の関係者等から助言並びに指導を受けることとする。

#### （2）青年等就農計画等の変更申請

(1) の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請する（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）。

### (3) 交付申請

(1) の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第19号）を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。また、申請の対象は、令和5年4月以降の農業経営とする。

### (4) 交付の中止

経営開始資金の交付を受けた者（以下「開始資金交付対象者」という。）は、経営開始資金の受給を中止する場合は交付主体に中止届（別紙様式第6号）を提出する。

### (5) 交付の休止

ア 開始資金交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は交付主体に休止届（別紙様式第7号）を提出する。なお、休止期間は原則1年以内とする。

イ アの休止届を提出した開始資金交付対象者が就農を再開する場合は経営再開届（別紙様式第20号）を提出する。

ウ 開始資金交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、イの経営再開届と合わせて(2)の手続に準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請する。ただし、第5の2の(2)のイに規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

### (6) 就農状況報告等

#### ア 就農状況報告

開始資金交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（別紙様式第9号）を交付主体に提出する。

また、交付期間終了後5年間（ウの手続を行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。以下同じ。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（別紙様式第9-1号-1）を交付主体に提出する。

さらに、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、別紙様式第9号別添7の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提出する。

#### イ 住所等変更報告

開始資金交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様



式第12号)を交付主体に提出する。

#### ウ 就農中断報告

開始資金交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに交付主体に就農中断届(別紙様式第15号)を提出する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届(別紙様式第16号)を提出する。

#### エ 離農報告

開始資金交付対象者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届(別紙様式第21号)を交付主体に提出する。

### (7) 返還免除

開始資金交付対象者は、第5の2の(4)のただし書の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は返還免除申請書(別紙様式第18号)を交付主体に提出する。

### (8) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図の策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

### (9) その他

ア 第5の2の(1)のセに該当する者は、営農実施申請書(別紙様式第29号)を作成し、交付主体に提出する。

イ アを提出し、第7の2の(14)の承認を受けた者については、原則、(1)から(7)までの規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第6の2の(1)から(7)までの規定に基づき手続を行うこととする。

## 第7 交付主体の手続等

### 1 就農準備資金

#### (1) 研修計画の承認

交付主体は、就農準備資金の交付を受けようとする者から研修計画の承認申請があった場合には、研修計画の内容について審査する。

審査の結果、第5の1の(1)の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関を含めた関係者で面接等の実施により行うものとする。

#### (2) 研修計画の変更の承認

交付主体は、研修計画の変更申請があった場合は、(1)の手続に準じて、承

認する。

### (3) 資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。研修計画の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位での資金を交付することができるものとする。

### (4) 研修実施状況の確認

研修状況報告を受けた交付主体は、研修機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか研修の実施状況を確認し、適切な指導を行う。また、必要な場合は都道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関や都道府県普及指導センター等の関係機関と連携して経営に係る研修等の適切な指導を行う。

確認は、研修状況確認チェックリスト（別紙様式第5号）を使い、以下の方法により行う。

なお、研修終了後直ちに交付対象者が転居する場合等であって、研修状況報告を受けてからでは交付対象者への面談の実施が困難なときは、研修状況報告を受ける前に交付対象者への面談を実施することができることとする。

#### ア 交付対象者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

#### イ 指導者への面談

(ア) 研修に対する取組状況

(イ) 技術の習得状況

(ウ) 就農に向けた準備状況

#### ウ 書類確認

(ア) 成績表（成績表が発行されている場合）

(イ) 出席状況

(ウ) 研修時間及び休憩時間

### (5) 継続研修計画の承認

継続研修計画の提出を受けた交付主体は、(1)の手順に準じて承認する。

ただし、この場合、「第5の1の(1)の要件」を「第5の1の(1)のアの要件」と読み替えるものとする。

### (6) 研修終了後の確認

#### ア 就農状況の確認

交付主体は、就農状況報告の提出のあった交付対象者の就農状況を、交付対象者が就農するまでの期間及び就農後、就農準備資金交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ただし、第5の1の(1)のオに掲げる親元就農をする場合は、農業経営を継承したという就農状況報告の提出があった時点においても、その状況を確認

する。

確認は以下のとおり行うこととし、資金を交付した交付主体の都道府県又は市町村と異なる都道府県又は市町村に就農した者及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者については、就農先の都道府県又は市町村と協力し、確認する。

なお、交付主体は、交付対象者が第5の1の(1)の力の親元就農後に独立・自営就農し農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を就農状況報告の提出期間後に受ける場合にあっては、認定の状況について市町村等に確認する。

(ア) 開始資金交付対象者又は開始支援資金交付対象者

2の(5)のアによる確認結果について、3の(2)のデータベースに照会する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から第2の2の経営開始資金の交付を受ける場合は、2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認、就農準備・経営開始支援事業の第2の2の経営開始支援資金の交付を受ける場合は、同第7の2の(5)のアに基づく就農状況報告の確認をもって本事業の就農状況の確認に代えるものとする。

(イ) 農の雇用事業等の研修生となっている者

雇用就農資金又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業による確認結果について、それぞれの事業実施主体に照会する。

(ウ) (ア) 又は (イ) 以外の者

2の(5)のアに準じて確認する。

イ 就農遅延者の状況確認

交付主体は、準備資金交付対象者から就農遅延届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の遅延を承認する。なお、就農遅延期間は研修終了から原則2年以内とする。また、交付主体は就農遅延届の提出があった準備資金交付対象者の就農に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農に向けたフォローアップを行う。

ウ 農地の権利設定の確認

交付主体は、独立・自営就農する準備資金交付対象者から就農届の提出があった場合、農地の権利設定がなされているか確認する。

エ 就農中断者の状況確認

交付主体は、準備資金交付対象者から研修終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった準備資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、早期就農再開に向けたフォローアップを行う。

(7) 交付の中止

交付主体は、準備資金交付対象者から中止届の提出があった場合、又は第5の1の(3)のア、イ、エ若しくはオのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

#### (8) 交付の休止

- ア 交付主体は、準備資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。
- イ 交付主体は、準備資金交付対象者から研修再開届の提出があり、適切に研修することができると思われる場合は、資金の交付を再開する。

#### (9) 返還免除

交付主体は、準備資金交付対象者から提出された返還免除申請書の申請内容が第5の1の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

#### (10) 申請等窓口

- ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、資金を交付することを基本とする。  
ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から資金の交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。  
また、交付主体等（交付主体が農業経営・就農支援センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。）は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。
- イ 準備資金交付対象者の就農地が既に決まっている場合、研修を受けようとする都道府県の交付主体及び就農予定地の都道府県の交付主体が調整の上、就農予定地の都道府県の交付主体から交付することができる。
- ウ 交付主体は、準備資金交付対象者の就農予定地の市町村との調整の上、就農予定地の市町村を申請の窓口とすることができる。

#### (11) 交付情報等の登録

交付主体は、研修計画、交付申請書等の提出があった場合、就農準備資金・経営開始資金交付対象者データベース（以下「データベース」という。）に交付情報等を速やかに登録するものとする。

#### (12) サポート体制の整備

都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(1)のイの(ア)の認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制についてポータルサイトにおいて公表するものとする。

#### (13) その他

- ア 交付主体は、第6の1の(10)の研修実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、（１）から（９）まで及び（１１）の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第７の１の（１）から（９）まで及び（１１）の規定に基づき手続を行うこととする。

## ２ 経営開始資金

### （１）青年等就農計画等作成への助言及び指導

交付主体は、経営開始資金の交付を受けようとする者が青年等就農計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、（１１）のサポート体制の関係者等と協力して、青年等就農計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

### （２）青年等就農計画等の承認

交付主体は、経営開始資金の交付を受けようとする者から青年等就農計画等の承認申請があった場合には、青年等就農計画等の内容について審査する。

審査の結果、第５の２の（１）の要件及び「交付対象者の考え方」を満たし、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた場合は、予算の範囲内で青年等就農計画等を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

なお、審査に当たっては、都道府県普及指導センター等の関係機関や（１１）のサポート体制の関係者による面接等の実施により行うものとする。

### （３）青年等就農計画等の変更の承認

交付主体は、青年等就農計画等の変更申請があった場合は、（２）の手続に準じて、承認する。

### （４）資金の交付

資金の交付申請を受けた交付主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は資金を交付する。青年等就農計画等の承認後、速やかに資金の交付を行うものとする。資金の交付は、１か月分から１年分までの間で交付主体が定める単位で資金を交付することができるものとする。

### （５）就農期間中の確認

#### ア 就農状況報告の確認

就農状況報告を受けた交付主体は、（１１）のサポートチームと協力し、「交付対象者の考え方」を満たしているかどうか実施状況を確認し、必要な場合は、サポートチームと連携して適切な助言及び指導を行うものとする。なお、就農状況報告の確認、助言及び指導は、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第17号）を用いて、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

#### イ 経営状況の確認

また、交付主体は、アの確認に加え、サポートチームと協力して交付対象者の経営状況の把握に努めることとし、交付期間中、必ず年１回は、以下（ア）から（ウ）までの方法により、就農状況確認チェックリスト（別紙様式第17号）を用いて、交付対象者の経営状況と課題を交付対象者とともに確認し、青年等就農計画の達成に向けて経営改善等が必要な場合は、適切な助言及び指導

を行うものとする。

(ア) 開始資金交付対象者への面談

- a 営農に対する取組状況
- b 栽培・経営管理状況
- c 青年等就農計画等達成に向けた取組状況
- d 労働環境等に対する取組状況

(イ) 圃場確認

- a 耕作すべき農地が遊休化されていないか
- b 農作物を適切に生産しているか

(ウ) 書類確認

- a 作業日誌
- b 帳簿
- c 農地の権利設定の状況が確認できる書類（農地基本台帳、農地法第3条の許可を受けた使用貸借、賃貸借若しくは売買契約書、令和4年改正法附則第5条に基づく公告があった農用地利用集積計画、令和4年改正法附則第9条に基づく公告があった農用地利用配分計画、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があった農用地利用集積等促進計画、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画又は特定作業受委託契約書のうち該当する箇所のいずれかの書類の写し。以下同じ。）

ウ 就農中断者の状況確認

交付主体は、開始資金交付対象者から交付終了後の就農継続期間中に就農中断届の提出があり、その内容がやむを得ないと認められる場合、就農の中断を承認する。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とする。また、交付主体は就農中断届の提出のあった開始資金交付対象者の就農再開に向けた取組状況を適宜確認し、就農再開に向けたフォローアップを行う。

(6) 交付の中止

交付主体は、開始資金交付対象者から中止届の提出があった場合又は第5の2の(3)のア、イ若しくはエからカまでのいずれかに該当する場合は、資金の交付を中止する。

(7) 交付の休止

ア 交付主体は、開始資金交付対象者から休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、資金の交付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は資金の交付を中止する。

イ 交付主体は、開始資金交付対象者から経営再開届の提出があり、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、資金の交付を再開する。

(8) 返還免除

交付主体は、開始資金交付対象者から提出された返還免除申請の申請内容が第5の2の(4)のただし書のやむを得ない事情として妥当と認められる場合は資金の返還を免除することができる。

(9) 申請窓口

ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図の策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。

イ 目標地図策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

(10) 交付情報等の登録

交付主体は、青年等就農計画等や交付申請書等の提出があった場合、データベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

(11) サポート体制の整備

ア 交付主体は、新規交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。交付主体は、別紙様式第25号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトにおいて公表するものとする。

イ 交付主体は、当該サポート体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者（別記2において「サポートチーム」という。）を選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。サポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。当該農業者は、交付対象者の農業経営、地域生活等に関する相談に乗り、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は（ア）及び（イ）について、サポートチームは（ウ）について行うものとする。

（ア）第7の2の（1）の青年等就農計画等作成への助言及び指導

（イ）第7の2の（2）の審査への参加

（ウ）第7の2の（5）の就農状況の確認、助言及び指導

(12) 交流会の開催

都道府県は、交付対象者を含む新規就農者等の交流会を開催するものとする。

(13) 農業共済等の積極的活用等

交付主体は、農業共済組合と連携し、交付対象者に対し、経営の安定を図るため、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

また、交付対象者が従業員の雇用等をしている場合にあっては、労働環境に関する改善等について働きかけるよう努めるものとする。

(14) その他

ア 交付主体は、第6の2の（9）の営農実施申請書の提出を受けたときは、予算の範囲内で承認する。

イ 交付主体は、アの承認を受けた者については、（１）から（８）まで及び（１０）の規定にかかわらず、就農準備・経営開始支援事業の第７の２の（１）から（８）まで及び（１０）の規定に基づき手続を行うこととする。

### ３ 交付対象者情報の共有

（１）全国農業委員会ネットワーク機構は交付対象者の資金の交付情報等を集約し、必要に応じて、本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

また、国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は交付対象者の情報を共有することにより、交付対象者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、より丁寧なフォローアップに活用するとともに、交付状況の確認、重複や虚偽申請の確認のために利用するものとする。

（２）（１）を実施するため、全国農業委員会ネットワーク機構は、交付情報等に関するデータベースを作成し、運用するものとする。また、データベースにおける交付主体による交付情報の登録状況を確認し、登録及び更新が適切に行われていない場合は、交付主体等に対し、速やかに登録等を完了させるよう促す等、登録状況の管理を適切に行うものとする。なお、データベースを作成し、又は変更したときは、データベースのシステムソフトウェアの複製を国に提出するものとする。

（３）交付主体等は、（２）のデータベースに交付情報等を速やかに登録するものとする。

（４）交付対象者が就農準備資金の交付を受けた都道府県と異なる都道府県で就農した場合及び全国農業委員会ネットワーク機構が資金を交付した者が就農した場合は、就農地の都道府県は就農状況の確認に協力する。

（５）交付主体等は、雇用就農資金の第６の１０の照会があった場合、準備資金交付対象者又は開始資金交付対象者の就農状況に関する情報を提供する。

（６）国、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は、本事業の実施に際して得る個人情報については、別紙様式第２２号により適切に取り扱うものとする。

## 第８ 事業計画等

### １ 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更した時は、経営局長の承認を得る。

### ２ 事業計画の作成

#### （１）全国事業計画の作成

ア 全国農業委員会ネットワーク機構は、全国事業計画（別紙様式第２３号）を作成し、交付申請時に提出する。

イ アの全国事業計画を変更し、第２の１及び２の経費を３に流用する場合は、変



更交付申請時に提出する。

(2) 都道府県事業計画の作成

都道府県は、都道府県事業計画（別紙様式第24号）を作成し、地方農政局長の承認を得る。

(3) 市町村事業計画の作成

市町村は、市町村事業計画（別紙様式第25号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(4) 就農準備資金交付計画の作成

農業経営・就農支援センターが準備資金の交付主体である場合は、農業経営・就農支援センターは就農準備資金交付計画（別紙様式第26号）を作成し、都道府県の承認を得る。

(5) 計画の重要な変更

(2) の都道府県事業計画、(3) の市町村事業計画、及び(4) の就農準備資金交付計画について以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 資金の交付計画における資金総額の増又は30%を超える減

ウ 就農準備資金の交付主体

エ 推進事業費の増加

3 全国農業委員会ネットワーク機構から都道府県への補助

(1) 2の(2)の承認を受けた都道府県は、承認された計画の範囲内で補助金の支払を請求するときは、支払請求書（別紙様式第27号）を全国農業委員会ネットワーク機構に提出する。

(2) (1)の提出を受けた全国農業委員会ネットワーク機構は、都道府県に補助金を支払う。

4 全国型教育機関

所在する都道府県への就農を基本としていない教育機関（以下「全国型教育機関」という。）で研修を受ける就農希望者に対しては、全国農業委員会ネットワーク機構から就農準備資金を交付することができる。

5 事業実績報告の作成

(1) 全国事業実績報告の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、毎年度の事業の完了後、全国事業実績報告（別紙様式第23号）を事業実施年度の翌年度の9月末までに経営局長に報告する。実績報告の作成に当たり、全国型教育機関と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

(2) 都道府県事業実績報告の作成

ア 都道府県は、都道府県事業実績報告（別紙様式第24号）を作成し、事業実施

年度の翌年度の９月末までに地方農政局長に報告する。

都道府県が就農準備資金の交付主体である場合は、都道府県事業実績報告の作成に当たり、研修機関、市町村等と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

イ 地方農政局長は、アの報告を受けた後、当該都道府県事業実績報告を全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。

### (3) 市町村事業実績報告の作成

市町村は、市町村事業実績報告（別紙様式第25号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、市町村事業実績報告の作成に当たっては、関係機関と連携し、新規就農者に関する目標の達成状況、交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

### (4) 就農準備資金交付実績報告の作成

農業経営・就農支援センターが就農準備資金の交付主体である場合は、農業経営・就農支援センターは、就農準備資金交付実績報告（別紙様式第26号）を作成し、都道府県に報告する。

なお、就農準備資金交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。

### (5) 国によるフォローアップ

国は（１）及び（２）の報告を踏まえ、必要に応じて、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県及び市町村に対し、ヒアリングを実施し、指導及び助言を行うものとする。

## 第９ 推進事業

資金の交付事業（農業次世代人材投資事業、新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱の別記１就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）、新規就農促進研修支援事業、就農準備支援事業及び就農準備・経営開始支援事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（農業次世代人材投資事業、就職氷河期新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業は１及び３の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。

- １ 資金の交付事業の実施に関する事務
- ２ 資金の交付事業の普及活動

### 3 資金の交付事業の交付対象者の指導活動

#### 第10 効率的かつ適正な執行の確保

- 1 交付主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。
- 2 国は、交付主体等の協力を得て、交付主体等が新規就農者の確保及び就農後の定着に成功した優良事例を収集・整理し、関係機関に提供するとともに、関係機関がこれらの事例を参考として新規就農者の確保及び定着に向けた取組を行うよう指導する。
- 3 国は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、市町村、本事業に関係する機関及び交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。
- 4 国は、偽りその他の不正行為により、本来受給することのできない資金を不正に受給したことが明らかとなった場合、不正行為を行った者の氏名及びその内容を公表する。

(別表)

推進事業費

| 区分    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 注意点           |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 謝金    | 事業を実施するために直接に必要な事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集、会議の出席等について協力を得た有識者等に対する謝礼に必要な経費                                                                                                                                                                                                                                                       | 根拠ある単価を設定のこと。 |
| 旅費    | 事業を実施するために直接に必要な交付主体等の経費及び専門家等に支払う経費                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |
| 事務等経費 | 事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は農業経営・就農支援センター職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価)、会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等 |               |
| 委託費   | 本事業を他の者に委託するために必要な経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |               |

上記の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず交付主体等で具備すべき備品・物品等を購入し、又はリース・レンタルする場合は対象外とする。また、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)により行うものとする。